生活道路 川下地区の身近な狭い生活道路の改善整備を進める制度

「川下地区生活道路整備要綱」

生活道路は、日常生活において良好な住環境を確保し、地震や火災などの災害時の避難路や消防・救急活動において大切な役割を担っています。
しかし、川下地区では、狭い生活道路が多くあり、災害時の避難や消防・救急活動に支障をきたしています。
そこで、生活環境の改善を図るため「川下地区生活道路整備要綱」に基づいて、住民の皆さまとともに狭い生活道路を広げる制度を設けています。



まずは・・・



1 「狭い生活道路を広げる方法」について、地域の方々で話し合うことで、広げたい道路の位置や整備後の道路幅について意見をまとめましょう。



例えば・・・



市に「狭い生活道路を広げる方法」についての出前講座を依頼する

↓

地域の方々に呼びかけ、「狭い生活道路を広げる方法」の勉強会を開催する

↓

対象となる道路の沿線の関係権利者等で「狭い生活道路を広げる方法」について意見をまとめる



2 関係権利者等で、狭い生活道路を広げる方法（広げる区間、整備後の道路幅、整備時期）について意見をまとめましょう。

整備後の幅は、幅４.２～６ｍくらいにしたい

全区間を計画的に広げてほしい

↓

「道路整備着手」について関係権利者の合意が整う

↓

Ⅰ型　路線合意型

建物の建替え、外構のやり直し等の個々の事情に合わせて、生活道路を広げてほしい

↓

「整備後の道路幅」について関係権利者等の合意が整う

↓

Ⅱ型　個別対応型

一体型

整備後の幅が、４.２ｍでも良いので、自敷地の前だけでも先に広げたい

↓

Ⅱ型　個別対応型

一敷地型　角地型

整備の仕組み

	Ⅰ型　路線合意型	Ⅱ型　個別対応型		
		一体型	一敷地型	角地型
対象とする生活道路	川下地区内の市が管理する道路			
現況の道路の幅	６メートル未満	１．８メートル以上４メートル未満		１．８メートル以上４メートル未満の道路における角地に係る後退用地及び隅切り用地
整備条件	起点または終点の一方が幅４メートル以上の道路と、もう一方が幅 1.8 メートル以上の道路と接続している道路の交差点間	他の道路と２箇所以上接続した交差点間	――	
整備後の道路の幅	４.２メートル以上６メートル以下		４.２メートル	４.２メートル及び付随する隅切り
用地の確保	市が測量・設計を行い、ルートを確認後、道路用地として買収	市が後退用地を道路用地として買収（隅切り用地を含む）		
門・塀、庭木等の除却・移設等	市が補償			
家屋、車庫、倉庫等の除却・移設等	市が補償	補償対象外		
測量・分筆・登記、道路整備・維持管理	市が実施			

Ⅰ型　路線合意型整備

沿線の関係権利者の皆さまが同意いただくと
計画的に道路を広げることができます



手続きの流れ　　関係権利者　　岩国市

1. **関係権利者による申出**
2. **事　前　協　議**
   ※必要書類
   □ 事前協議書
3. **現　地　調　査**
4. **路線全体の関係権利者の合意**（道路幅の仮確定）
5. **概　略　設　計**
6. **実施に向けた関係権利者の合意**（道路幅・ルートの確定）
7. **申　　請**
   ※必要書類
   □ 用地提供申請書
   □ 同意書
   □ 委任状等
8. **詳　細　設　計**
9. **分　筆　・　登　記**
10. **支障物件の除却移設等**
11. **補償費の支払い**
12. **道路整備・維持管理**

起点又は終点の一方が幅 4m以上の道路と、もう一方が幅 1.8m以上の道路と接続していることが条件です

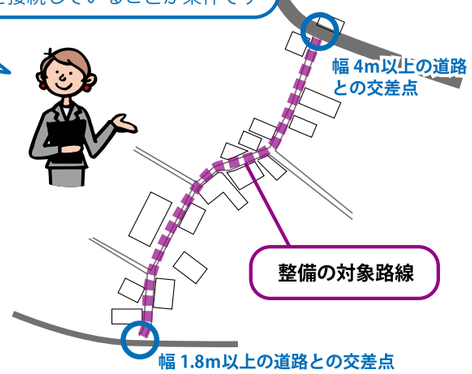

イメージ図

Ⅱ型　個別対応型整備

個々の関係権利者等の申請に基づき、
道路を広げることができます



一体型

イメージ図

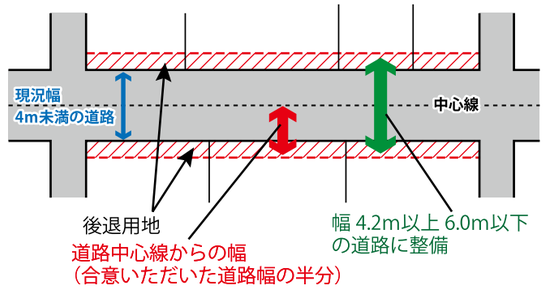

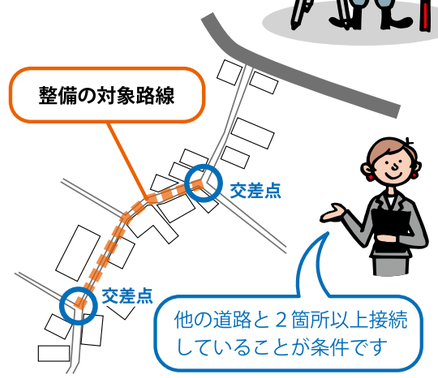

例えば・・・　現況幅 3.0mの道路を幅 5.0mに広げる場合

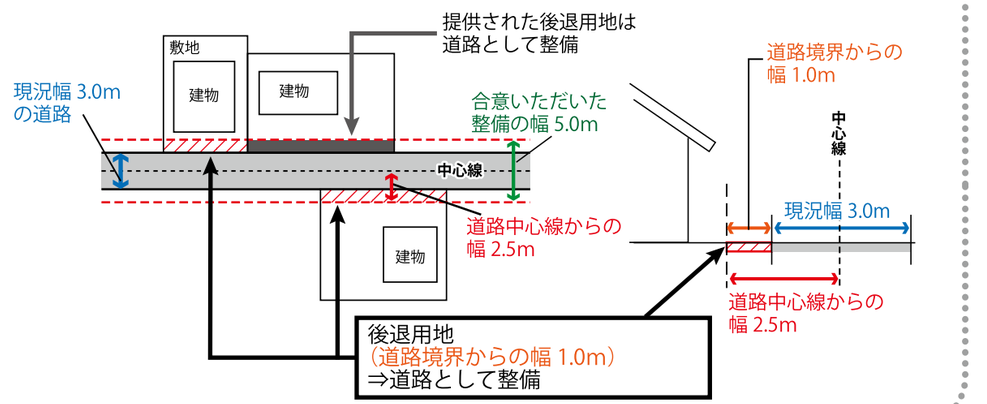

一敷地型

イメージ図

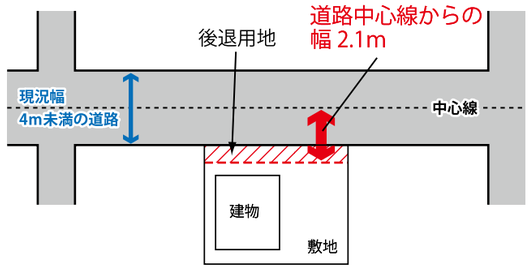

角地型

イメージ図

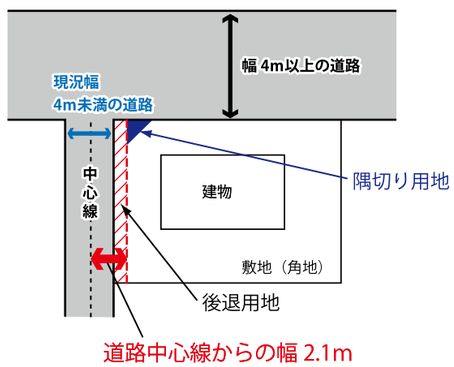

Ⅱ型　個別対応型整備



手続きの流れ　　建築主 関係権利者　　岩国市

1 **事　前　協　議**
※必要書類
☐ 事前協議書

2 **現　地　調　査**

3 **申　　請**
※必要書類
☐ 用地提供申請書
☐ 同意書
☐ 委任状等

4 **測量による境界確定**

5 **分　筆　・　登　記**

6 **支障物件の除却 移設等**

7 **補償費の支払い**

8 **道路整備・維持管理**

申請に必要な書類は、市（都市計画課又は道路課）窓口にあります。
※事務の取り扱いを定めた「川下地区生活道路整備要綱」は、市ホームページでも、ご覧になれます。

ホームページはこちら

岩国市ホームページ（トップ）
http://www.city.iwakuni.lg.jp
→ くらしの情報 都市計画・土地・住宅・建築・公園
→ 川下地区まちづくり計画 ▶狭あい道路整備事業(川下地区)

お 問 い 合 せ

〒740-8585
山口県岩国市今津町１丁目14－51
岩国市役所５階
岩国市　都市開発部　都市計画課
E-mail : toshikei@city.iwakuni.lg.jp

地区計画
計画班
TEL ： 0827-29-5161
FAX ： 0827-24-4207

生活道路
まちづくり推進班
TEL ： 0827-29-5006
FAX ： 0827-24-4207